令和5年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会会議概要

日 時:令和6年1月29日(月) 午前10時00分~

場 所:久留米市役所本庁舎3階 301会議室

出 席 者:神原会長、穴見委員、松隈委員、小路口委員、岡委員、樋口委員、紫藤委

員、宮崎委員、藏守委員 以上9名

事務局:大久保室長、吉本課長補佐、橋本主査、渡邊

議事の概要

1 令和4年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告(通年)

一事務局から報告一

(A委員) 特定個人情報についての監査後に報告をさせるなどフォローはしていない のか。

(事務局) 監査結果については担当課に伝え、改善を求めているが、その報告までは 求めていない。担当課には2年に1回のペースで回り、監査前には過去の指摘事項 の改善を求めているが、人事異動などにより職員が変わる関係上きちんと改善され ていない部分もある。今後とも適切な事務執行を行うよう監査の機会を通じて伝え ていく。

(会長) 今後は適宜フォローも行っていただきたい。

- 2 個人情報の保護に関する法律における個人情報に関する取扱いについて
 - (1) 令和5年度からの個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用報告
 - ―事務局から報告―
 - 一質問や意見等はなし一
 - (2) 令和5年度からのオンライン結合等に係る運用報告
 - 一事務局から報告一
- (B委員) 相談状況の表中の市民アンケート調査において、オンライン結合等を実施 した項目の中に生年月日とある。年齢は理解できるが、生年月日は不要な情報だと 思う。

(事務局)ご指摘の通りアンケート調査の集計において年齢は必要だが、生年月日は不要だと思われる。担当課に確認し、アンケート調査で不要な情報であればオンライン結合等を行わないよう指導する。

3 諮問案件の審議

【諮問案件】

久留米市死者情報の開示に関する要綱(案)の制定について

【総務部法制室】

実施機関:法制室(大久保室長、吉本課長補佐、橋本主査、渡邊)

- ―資料をもとに法制室から説明―
 - (C委員)第3条の開示請求者について、相続財産清算人のような人は死者情報が必要な場面があるが、この中には当てはまらないのか。
 - (実施機関)範囲をどうするかはある程度各自治体に裁量があるが、ベースとなるのは個人情報保護制度である。亡くなった方の情報が遺族自身の情報として認められれば開示はできる。ただ確かに、遺族がいない場合は現在の規定ぶりでは開示できないということになる。
 - (C委員) 法定相続人が全員相続権を放棄した場合、財産は法人となる。裁判所がその清算を弁護士等に命じたのち、残った財産は国庫に帰属させる。回収漏れを防ぐために開示請求する場面があるのではないかと思った。
 - (A委員) 相続財産清算人の個人情報という扱いはできるのだろうか。
 - (実施機関)要綱に記載がある者以外には開示しないというわけではない。この要綱は定例的なものについて整理しておくことで、必要性の判断等をせずに事務処理するためのものである。皆さまが仰っているような件があれば、この要綱によらずに提供することになると考えている。また、裁判所からの命令については、法に基づくものとして提供できる。
 - (A委員)第3条第3号に「財産を相続した者」とあるが、これには遺贈も含むのか。 承継や取得という言い方ではなくていいのか。また、開示する情報の限定はしない のか。第1号については、子や父母といった次順位も含めて開示する権利があると いうのは理解できる。第3号については、今の規定だと遺言書で遺産をもらった人 が介護認定の個人情報を開示するということが可能になってしまう。それは意図し ていることか。
 - (実施機関) 開示すべき情報の具体例が少ない中、まずは制度として定めることを目的として作成した。いろいろな御意見をいただいたので、それらを反映させるよう整理をさせていただきたい。
 - (D委員) 財産を相続した者と限定しているが、地権者が亡くなった後に相続権がある人が大勢いるケースがよくある。相続した者というのは相続権がある人に改めた方がいいのではないか。
 - (A委員) 相続した人は基本的には第1号に当たるのではないか。相続権がある人というのは、相続した人のことだと思う。
 - (D委員) さらにその子どもが亡くなっていたらどうなるか。
 - (A委員) その子どもというのも第1号に入れる必要があるかということか。ただ、 その人の財産として考えられる場合は、その人の個人情報として整理できるのだと 思う。相続権があれば、その人の個人情報として考えられるのではないか。
 - (会長) どの範囲まで開示請求権を認めるかというのと、どんな内容の情報を開示するのかということが疑問として挙がっている。後者については、第5条には開示する死者情報という規定があるが、あまり詳細には書いていない。ケースバイケース

で判断するということでいいだろうか。

(A委員)第3号の財産を相続した者に開示する情報は限定すべき。第1号、第2号の人たちが請求できるのは分かるが、単に財産を相続した者が自由に死者の個人情報を取得できるという状況は好ましくないと思う。内部的にも難しい判断になるのではないか。

(実施機関) 今いただいた御意見をもとに再検討させていただく。修正案や御意見に 対する見解については、書面でお配りして、さらに御意見をお伺いした上で固めさ せていただきたい。

(会長) それでは、他に伝えておきたい御意見はあるか。

(D委員) 要綱というのは、必ずしも諮問しなければいけないものではないという認識でいいか。

(実施機関) 今回要綱について諮問させていただいたのは、「死者情報」というのは定義上個人情報からは外れるが、非常に個人情報の開示請求制度と類似しており、諮問事項である個人情報保護制度と密接に関わるものであると考えたからである。そういった制度を新設するに当たって皆様の御意見をお伺いするために、諮問させていただいた。ただ、御質問いただいたようにあくまでも要綱なので、内部的な手続としては決裁をとって改正ができるものである。

先ほど申し上げたように、いただいた意見を踏まえて修正し、この制度を開始したい。その後修正等がある場合も、その内容に応じてお諮りするか判断させていただきたい。

(会長) 内部のルールではあるが、意見を聞いて制度を開始したいということであった。今後書面等で修正案が送られてくるということなので委員の皆様には対応をお願いしたい。

―他に質問や意見等はなく、引続き書面で案の作成と意見聴取を行う。―

4 その他

委員の任期及び次期改選について

以上